

業務委託仕様書【プロポーザル用】

1 委託業務の名称

ものづくり産業人材確保支援事業（映像）

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

県内高校生や保護者層に対して、県内製造業の理解を深める機会を提供し、本県経済の基盤である県内製造業企業における若年人材の確保に繋げるもの。

4 委託の概要

受託者は、県内企業の魅力を紹介する映像を制作し発信すること。（詳細は[別紙]を参照。）

なお、本事業は「『感動！ふくしま』プロジェクト」の構成事業であり、プロジェクト内の他取組と適宜連携を図ること。

5 対象者

- (1) 高校生・・・県内に所在する高等学校に在籍する生徒
- (2) 保護者層・・・高校生の保護者層
- (3) 県内企業・・・県内に事業所（本社・本店又は営業所、工場等）を有し、日本標準産業分類で製造業に該当する中小企業を主な対象とし、次の事項を満たすこと。
 - ①令和7年度において、高卒人材の採用計画を有すること。
 - ②労働基準法ほか労働法関係法令の違反がないこと。
 - ③国、県及び市町村が財源的基礎となった補助金適正化法に規定する補助金等を不正な手段で受給していないこと。
 - ④国、県及び市町村の税金について滞納がないこと。
 - ⑤暴力団対策法で規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
 - ⑦風俗営業適正化法で規定される営業を事業としていないこと。

6 実施体制

(1) 業務責任者・スタッフの配置

受託者は業務責任者を定め、事業全体の運営・調整等に関して責任をもって管理をするとともに、各取組内容に十分な経験を有する運営スタッフ等を配置し、効果的な実施体制を構築すること。また、事故等が生じた場合に備え、緊急時の体制・対応についても併せて整備すること。

(2) 運営・進捗管理に関する定期的な打合せ

以下を標準に定期的に打ち合わせを行い、効果的な事業進捗を図ること。進捗報告や打ち合わせで使用する資料等については、任意様式とする。

- ① 対面（オンライン）での打ち合わせ：月1回以上
- ② 進捗報告（メール等）：月2回以上（隔週金曜日）

7 成果等

- (1) 実績報告書（事業実施に関する経過、全取組に関する実績・分析結果）
- (2) 制作動画、資料等一式
- (3) その他、別途担当者が指示するもの一式

8 対象経費

- (1) 人件費（賃金、通勤手当、社会保険料等）
 - (2) 活動経費（旅費、リース料、通信費、印刷費等）
 - (3) 業務管理経費
 - (4) 消費税及び地方消費税
 - (5) その他県が必要と認めるもの
- ※機械及び部品等の資産取得は認められないのでリース対応とすること。

9 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出すること。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ①委託業務着手届（別記第1号様式）
 - ②業務責任者通知書
 - ③実施計画書（事業工程表、実施体制表、実施内容、運営・進捗管理の方法 等）
 - ④その他業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ①委託業務完了報告書（別記第2号様式）
 - ②委託業務実績報告書（別記第3号様式）

※収支決算書及び経費の明細が分かる書類を提出し精算手続きを行うこと。

 - ③事業成果品（上記7のとおり）
 - ④その他業務の確認に必要と認める書類

10 委託料の精算（概算委託契約）

本事業は概算委託契約であり、委託期間終了後に実績報告書に基づき精算を行う。

11 委託料の支払い（概算委託契約）

- (1) 委託契約書第10条第5項に定める請求書については、別記第4号様式のとおりとする。

- (2) 委託契約書第10条第1項に定める請求書については、別記第5号様式のとおりとする。

12 委託事業により発生した収益の取り扱い

受託者は、委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

13 契約に関する条件等

(1) 無償サービスの原則

受託者は、本事業において、協力企業等から名称の如何にかかわらず、手数料若しくはこれに類する費用を徴収することは禁止とする。

(2) 一括再委託の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部であっても、福島県の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(3) 本事業の引き継ぎ

受託者は、本事業の終了後、他社に業務を円滑に引き継げるよう体制を整えとともに、成果物についても客観性に留意して作成すること。

14 受託者の責務

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き福島県に帰属するものとする。

なお、制作動画については、福島県が指定するサイト等で後年度以降も継続して使用できることを原則とし、制作時において著名人等を使用する場合には、著作権料等が後年度発生しないよう留意すること。

- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら福島県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、福島県に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (3) 個人情報の保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法等の諸法令を遵守すること。

- (4) 本事業で知り得た個人情報について、第三者への漏洩、他目的での使用・売買等を禁止する。なお、これは本委託契約終了後も同様である。

- (5) 本事業に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存すること。

- (6) 会計実施検査がある場合は、検査に協力すること。

- (7) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県の交付金、補助金、助成金との併給はできないものとする。

(8) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、福島県と受託者が協議の上で定めることとする。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

[別紙]

1 「ふくしまものづくり映像」の制作及び発信

県内製造業の企業の魅力を紹介する映像を制作し発信すること。

【制作に関する共通事項】

- ターゲット：高校生を中心とした若年層、保護者層
- 制作の視点：本業務の目的に即し、若年層や保護者層が「この企業で働きたい」と思えるような内容とすること。
- テーマ：制作する映像のテーマ及び出演者（パーソナリティ）を設定し全体構成を示すこと。
- 企業の選定：原則として受託者の提案に基づき、福島県と受託者で協議の上で決定する。
「業務委託仕様書 6（2）運営・進捗管理に関する定期的な打合せ」において提案し、決定後の出演調整については随時報告すること。
- その他：出演者、出演調整、撮影に必要な許認可等の諸手続のほか、随時に視聴率やアクセス数等の報告業務を行うこと。
また、制作動画については、福島県の「『感働！ふくしま』プロジェクト」ポータルサイト等へ掲載し、後年度も視聴可能なものとする。

(1) 「ふくしまものづくり映像」の制作

① テレビミニ番組：8本以上（出演企業8社以上）

（うち1本は企業の若手職員によるトークセッションとする予定であるため、その場合は県との事前協議の上で内容を変更すること。）

※提案の目安

番組時間：3分以上

放送時間帯：20時～23時の間などターゲットに効果的に届けることができる時間帯

② YouTube 動画：8本以上（出演企業8社以上）

（テレビミニ番組の取材内容を YouTube 版に編集すること）

※提案の目安

動画時間：各回10分以上

再生回数：各回5万回以上（公開後概ね1月以内に到達すること）

③ TikTok 動画：8本以上（出演企業8社以上）

（テレビミニ番組の取材内容を TikTok 版に編集すること）

※テレビ・YouTube・TikTok の媒体毎に内容を工夫して提案すること。

(2) デジタルを活用した映像の発信

上記で制作した映像について、高校生や保護者層まで届くよう幅広く発信すること。

- ① テレビミニ番組：8本以上（放送枠・時期等は提案とする。）
- ② Youtube 動画：8本以上
『感働！ふくしま』プロジェクト」ポータルサイト等へ掲載
(各回の動画公開後、概ね1月以内に再生回数5万回に到達すること)
- ③ TikTok 動画：8本以上
- ④ その他効果的な発信手法

- (3) 他事業（ものづくり産業人材確保支援事業（高校生）等）を活用した映像の発信
「ふくしまものづくり映像」について、『感働！ふくしま』プロジェクト」ポータルサイトに順次掲載していくことから、他事業（ものづくり産業人材確保支援事業（高校生）等）と連携しながら、効果的に周知広報する機会を組み込むこと。

2 効果分析

- (1) テレビミニ番組
視聴率、モニターレポート等
- (2) Youtube 動画、TikTok 動画
アクセス数の推移、閲覧者の属性等

※上記に加え、本事業の効果を分析する上で、適切な手法等について提案すること。